

第十四号議案

江戸川区特別区税条例等の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年二月二十一日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区特別区税条例等の一部を改正する条例
 (江戸川区特別区税条例の一部改正)

第一条 江戸川区特別区税条例(昭和四十年一月江戸川区条例第六号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「することができ」を「する」に改める。

第四十五条第二項中「所有者」の下に「又は使用者」を加え、「第三十八条第一号又は法第四百四十三条」を「法第四百四十三条又は第三十八条第一号」に、「同様」を「同様」に改め、同条第九項中「又は当該」を「当該」に、「若しくは」を「又は」に改め、同条第十一項中「き損し」を「毀損し」に、「のき損」を「の毀損」に改める。

第四十六条第一項中「各号の」を「各号のいずれか」に、「することができ」を「する」に改め、同条第二項中「納期限前七日」を「納期限」に改める。

第四十六条の二第一項中「することができ」を「する」に改め、同条第二項中「納期限前七日」を「納期限」に改め、同項第二号中「年令」を「年齢」に改め、同条第三項中「納期限前七日」を「納期限」に改める。

付則第三条の五の二第一項中「平成四十一年度」を「平成四十三年度」に、「平成三十一年」を「平成三十三年」に改める。

付則第六条第一項中「上欄に掲げる」の下に「同項の」を加え、同項の表第

三十九条第一項第二号イの項中「第三十九条第一項第二号イ」を「第二号イ」に改め、同条第二項中「規定する」を「掲げる」に、「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に、「において、平成二十八年度分」を「には、平成二十九年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同項の」を加え、同項の表第三十九条第一項第二号イの項中「第三十九条第一項第二号イ」を「第二号イ」に改め、同条第四項中「規定する」を「掲げる」に、「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に、「において、平成二十八年度分」を「には、平成二十九年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同項の」を加え、同項の表第三十九条第一項第二号イの項中「第三十九条第一項第二号イ」を「第二号イ」に改める。

第二条 江戸川区特別区税条例の一部を次のように改正する。
第三十七条第一項及び第二項を次のように改める。

軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第四百四十三条第二項に規定する者を含まないものとする。

第三十七条第三項中「第四百四十三条第一項」を「第四百四十五条第一項」に、「によつて軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第一項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第三十七条の二を第三十七条の三とし、第三十七条の次に次の一条を加える。
(軽自動車税のみならず課税)

第三十七条の二 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第一項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「三輪以上の軽自動車」の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第四百四十四条第三項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第五項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第四百四十四条第三項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第一項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第三十八条の次に次の六条を加える。

（環境性能割の課税標準）

第三十八条の二 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第十五条の十に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第三十八条の三 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

一 法第四百五十一条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）

の規定の適用を受けるもの 百分の一

二 法第四百五十一条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）

の規定の適用を受けるもの 百分の二

三 法第四百五十一条第三項の規定の適用を受けるもの 百分の三

（環境性能割の徴収の方法）

第三十八条の四 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

（環境性能割の申告納付）

第三十八条の五 環境性能割の納税義務者は、法第四百五十四条第一項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第三十三号の四様式による申告書を区長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第四百五十四条第一項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第三十三号の四様式による報告書を区長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第三十八条の六 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、区長が定める。

3 第一項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発した日から十日以内とする。

(環境性能割の減免)

第三十八条の七 区長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第四十六条の二第一項各号に掲げる軽自動車等(三輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第三十九条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 軽自動車及び小型特殊自動車

イ 軽自動車

十七条第二項」を「第三十七条の二第一項」に改める。

第四十四条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「第三十七条第二項」を「第三十七条の二第一項」に改める。

第四十五条第二項中「第四百四十三条」を「第四百四十五条」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第九項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第四十六条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。
第四十六条の二の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「掲げる軽自動車等」の下に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同項第一号中「のうち、区長が必要と認めるもの」を削り、同条第二項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第三項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。
付則第五条の二の次に次の五条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第五条の三 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第一章第三節の規定にかかわらず、東京都が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第五条の四 区長は、当分の間、第三十八条の七の規定にかかわらず、東京都

知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして区長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。
 (軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)
 第五条の五 第三十八条の五の規定による申告納付については、当分の間、同条中「区長」とあるのは、「東京都知事」とする。
 (軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)
 第五条の六 区は、東京都が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第二十九条の十六第一項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として東京都に交付する。
 (軽自動車税の環境性能割の税率の特例)
 第五条の七 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第三十八条の三の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	百分の一	百分の〇・五
第二号	百分の二	百分の一
第三号	百分の三	百分の二

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第三十八条の三(第三号に係る部分

に限る。) の規定の適用については、同号中「百分の三」とあるのは、「百分の二」とする。

付則第六条の見出し中「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第一項中「初めて道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第六十条第一項後段の規定による」を「最初の法第四百四十四条第三項に規定する」に改め、「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第二号イ(2)	三千九百円	四千六百円
第二号イ(3) ()	六千九百円	八千二百円
第二号イ(3) ()	一万八百円	一万二千九百円
第二号イ(3) ()	三千八百円	四千五百円
	五千円	六千円

付則第六条第二項から第四項までを削る。

（江戸川区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第三条 江戸川区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成二十六年七月江戸川区条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

付則第五条中「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、「新条例第三十九条第一項及び新条例付則第六条第一項」を「江戸川区特別区税条例第三十九条

第一項及び付則第六条に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

付則第六条の表第二号イ(2)	第二号イ(2)	平成二十六年改正条例付	付則第六条	第三十九条第一項	江戸川区特別区税条例等	(3)第三十九条第一項第二号イ	五千円	四千円	(3)第三十九条第一項第二号イ	三千八百円	三千円	(2)第三十九条第一項第二号イ	三千九百円	三千百円
	三千九百円	三千百円					一万八 百円	七千二 百円		六千九 百円	五千五 百円		三千九 百円	三千百 円

（施行期日）

第一条 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条（次号に掲げる改正規定を除く。）公布の日

二 第一条中江戸川区特別区税条例第四十六条第二項の改正規定、同条例第四

付 則

		(付 則 第六 条 の 表 第二 号 イ (3))			(付 則 第六 条 の 表 第二 号 イ (3))
五 千 円	三 千 八 百 円	第二 号 イ (3) ()	一 万 八 百 円	六 千 九 百 円	第二 号 イ (3) ()
四 千 円	三 千 円	(九 条 第 一 項 第 二 号 イ (3))	七 千 二 百 円	五 千 五 百 円	(九 条 第 一 項 第 二 号 イ (3))

十六条の二第二項の改正規定（同項第二号の改正規定を除く。）並びに同条第三項及び同条例付則第六条の改正規定並びに付則第三条及び第四条の規定
平成二十九年四月一日

（軽自動車税に関する経過措置）

第二条 第二条の規定による改正後の江戸川区特別区税条例（以下次項において「三十一年新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、平成三十一年十月一日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 三十一年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成三十二年以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成三十一年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第三条 第一条の規定による改正後の江戸川区特別区税条例（以下「二十九年新条例」という。）第四十六条第二項並びに第四十六条の二第二項及び第三項の規定は、平成二十九年度分の軽自動車税から適用する。

第四条 二十九年新条例付則第六条の規定は、平成二十九年度分の軽自動車税について適用する。

(説明)

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の改正に伴い、住宅借入金等特別税額控除について、個人住民税の税額控除の適用期間を平成四十一年度から平成四十三年度までに延長するほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。